

キッチンカー事業者登録申請要領

1 目的

公園利用者の利便性向上・公園の賑わい創出・魅力向上

2 概要

都市公園におけるキッチンカーの事業を行うには、本要領に基づく登録申請を行うこと。登録する際は、公園の利用状況等を把握するために事前に現地の下見をすること。

(1) 出店候補場所（その他は応相談）

- 大洲防災公園（市川市大洲1-18）
- 里見公園（市川市国府台3-9）※3月～5月を除く
- 行徳中央公園（市川市富浜3-10）
- 駅前公園（市川市湊新田2-4）
- 広尾防災公園（市川市広尾2-3）

(2) 販売品目

酒類を除く飲食物（自動車による調理営業・販売業として保健所の許可を得ているもの）

(3) 営業時間は、午前10時から午後4時まで（午前9時から午後5時まで入退出可能）

(4) 出店に際しての料金

1台につき一律25平方メートル、1日1,125円（税抜）

3 応募者の資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定（契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員）に該当する者でないこと

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、その構成員並びにそれらの協力者でないこと

(4) 飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方）を有するもの

(5) リース車で出店する場合は、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一である場合に限り可能（使用者および名義が、法人と法人に雇用されている個人の関係の場合は同一とみなす）

4 許可条件等

(1) 許可方法

市川市都市公園条例第2条による制限行為許可

(2) 許可対象

1公園につき1日3台まで（団体等で複数車両を有する場合、出店車両の変更を可とするが、出

店車両の営業許可証、車検証などは事前に提出すること。)

(3) 許可対象面積

1台につき 25 m²（指定する範囲内とする）

(4) 事業への協力

アンケート（利用者の声や売り上げ情報等）に協力すること

(5) ごみの処理

ア 出店者は、必ずごみ箱を移動販売車の直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して適切に処分すること

イ 出店者は、移動販売車及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで公園利用者が快適に過ごせるよう努めること

ウ 公園管理者が清掃時に拾ったごみについても、ごみを発生させた出店者が特定できた場合は出店者側で処分すること

エ 園内の汁物や油類の廃棄を厳禁とする

(6) その他留意事項

ア 雨天等でやむを得ず営業休止又は中止する場合、または、極端に営業時間が短くなる場合は、メール等で連絡すること

イ 園内移動はハザードランプを点灯させ、公園利用者を最優先に通行すること

ウ キッチンカー及び備品等の破損、紛失等について一切責任を負わない

エ 園内の電気、水道の利用は許可しないので、出店者が用意すること

オ 出店により発生した排水は、公園内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること

カ 出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を報告すること

キ 出店中はBGM等の使用はしないこと

ク 申請に虚偽があった場合や許可条件を守らない場合は、出店許可を取り消すことができる

ケ 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること

コ 食中毒等の予防のため、保健所による改善指導を行う場合がある

サ 出店者は賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うことと

シ 許可内容（公園内の出店情報等）とは関係のない広告等は行なわないこと

ス 本要領に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること

セ 出店者は事前に出店希望日程表を提出するものとする

ソ アレルゲン表示の義務は食品表示法で加工食品に限られているが、各事業者の判断で消費者に配慮すること（正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等）

タ 新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用、消毒液の設置などを実施し、衛生管理を徹底すること

チ その他不明な点については、担当者と協議すること

5 提出資料

(1) 提出資料

- ① 登録申請書
- ② 営業許可書の写し（千葉県内の保健所が発行したもの）
- ③ 食品衛生責任者の写し
- ④ 生産物賠償責任保険（PL 保険）の証明書の写し
- ⑤ 車検証の写し
- ⑥ 事業概要書（会社案内可）
- ⑦ 販売車写真画像（ナンバープレートが確認できること）

(2) 提出方法：メール、郵送または持参

6 問合せ先・提出先

〒272-8501 千葉県市川市南八幡2-20-2 市川市役所第2庁舎

水と緑の部 公園緑地課

メールアドレス koenryokuchi5@city.ichikawa.lg.jp (6 MBまで)

電話 047-712-6366 fax 047-712-6365